

# 表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人香川県食品衛生協会会長（以下「会長」という。）が行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (表彰区分)

第2条 会長は、次の区分により表彰を行う。

- (1) 食品衛生功労者
- (2) 食品衛生優良施設
- (3) 食品衛生優良従業員

## (表彰基準)

第3条 前条に規定するものの表彰基準は、次のとおりとする。

### (1) 食品衛生功労者

業界の指導育成等に従事した期間が、原則として7年以上で、食品衛生の普及向上若しくは、食品衛生行政に対する協力、業界の指導育成等に特に顕著な功績があったもの。

### (2) 食品衛生優良施設

次の各号に該当するものであって、他の模範となるもの。

ア 対象となる施設が営業の開始後満3年以上経過しているもの。ただし、この間において施設の改善が行われたものであるときは、改善完了後の施設において営業を開始してから表彰を行う年の4月1日現在で満2年以上経過しているものであること。

イ 施設の衛生管理及び従業員の健康管理が優秀であること。

ウ 食品等の取扱いが衛生的であり、かつ、従業員の衛生知識が十分であること。

エ 過去2ヵ年間の食品衛生監視票による監視成績の平均が91点以上であること。

### (3) 食品衛生優良従業員

食品関係の従業員として、10年以上在職しているものであって、食品衛生の重要性を深く認識し、自ら健康管理及び清潔で衛生的な食品等の取扱いに留意するとともに、食品による危害の防止に努め、他の模範となるもの。

(表 彰)

第4条 表彰は、原則として毎年通常総会の席上において行う。

2 表彰状は、別記様式による。

(表彰の推薦)

第5条 地区長は、第3条各号の1に該当するものがあるときは、別に定める期日までにその業績を正確に審査し、別記様式により会長に推薦するものとする。

(審 査)

第6条 会長は、地区長から推薦されたものについて、理事会の議決を得て表彰決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月20日から一部改正する。

この規程は、平成29年3月13日から一部改正する。